

令和6年1月吉日
桐生信用金庫

お客さま各位

貸金庫種類変更時の手数料のお支払いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、桐生信用金庫では、貸金庫をご契約いただいているお客さまが種類変更を行う場合の手数料のお支払いについて、貸金庫取扱規定に明記することといたしましたので、ご案内いたします。

今後ともサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 規定変更の概要

第3条（使用料）

（1）貸金庫の使用料は、別紙記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月迄を月割計算により支払ってください。ただし、現在使用の貸金庫から種類の違うものに変更するときは、変更契約日の属する月の翌月分から最初に到来する3月迄を月割計算により支払ってください。 ※下線部を追加

その他規定変更の詳細は、新旧対照表をご確認ください。

2. 適用開始日

令和6年2月1日（木）以降の貸金庫変更契約より適用いたします。

3. お問い合わせ先

本件に関しましてご不明な点は、お取引店舗にお問い合わせください。

以上